

■「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	使用電気容量の検針は貴府にお願いすることは可能でしょうか。	別途、施設ごとに府等の管理者と調整が必要になります。
2	各施設様の電灯・動力契約の有無、およびキュービクルないしは変電室の予備ブレーカ容量を教えてください。可能でしょうか。	協定締結後に各府有施設へ現地調査を行い、確認していただくことになります。